

申請日	令和	年	月	日
支給市区町村(※令和5年12月1日時点の市区町村)				
安芸市長 様				

令和5年度安芸市住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金
子ども加算給付申請書(請求書)

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意のうえ、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
			電話 ()

2. 申請者に属する児童の状況

子育て世帯加算の支給要件を満たす世帯においては18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童が世帯にいる場合、児童1人あたり5万円が加算されます。裏面を確認のうえ該当する場合は、対象児童の「加算対象児童」欄の「該当」に「✓」を記入してください。

	(フリガナ) 氏名	申請者の続柄	性別	生年月日	現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる		令和5年度住民税均等割課税状況	加算対象児童 ※18歳以下の児童のみ✓
					異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載			
1					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
2					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
3					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
4					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
5					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当

3. 申請額・請求額

給付対象児童数	人	×	50,000円	=	申請額・請求額	円
---------	---	---	---------	---	---------	---

4. 振込口座

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金支給要件確認書へご記入の口座へ振込します。

ご不明な点は安芸市総務課【電話】0887-35-1000または0887-35-4445までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください(チェックや署名が必要です。)

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

令和5年度安芸市住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金子ども加算給付の支給要件に該当します。

子ども加算給付金の対象として申請する児童は、次のいずれかに該当します。

ア 令和5年12月1日において、申請・請求者（世帯主）と同一世帯である18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）

① イ 令和5年12月1日において、申請・請求者（世帯主）と同一世帯ではないが、扶養している18歳以下の児童
※学業等のために児童が単身で寮に入っている場合など

ウ 申請日時点で、申請・請求者（世帯主）と同一世帯である又は同一世帯ではないが扶養している
令和5年12月2日から令和6年8月31日までに出生した新生児

② ①に該当する児童であっても、児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、児童心理治療施設等に入所している児童を含んでいません。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ 既に子ども加算給付金を受給した世帯ではありません。

⑤ この申請書は、安芸市において支給決定をした後は、子ども加算給付金の請求書として取り扱います。

⑥ 子ども加算給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、安芸市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

⑦ 安芸市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年9月25日までに、安芸市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、子ども加算給付金が支給されないことに同意します。

⑧ 子ども加算給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や子ども加算給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、子ども加算給付金を返還します。

提出書類

『令和5年度安芸市住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金子ども加算給付申請書（請求書）』（この用紙）

● 【扶養している児童と同一世帯でない場合は、下記の書類も必要です】

『令和5年12月1日時点で別居している児童の「戸籍謄本」と「住民票謄本」』

※別の住所地に住んでいる児童の世帯状況と親子関係の確認のために必要です。ただし、対象児童の住所が安芸市の場合、住民票謄本は省略できます。

※発行から3ヶ月以内のもの

※住民票謄本は、世帯主との続柄、戸籍・筆頭者の項目があるもので、住基コード、マイナンバーは不要です。

『別居監護申立書』（別紙）』

● 【子ども加算対象児童に令和5年12月2日以降に生まれた新生児が含まれる場合は、下記の書類も必要です。】

『出生の事実を証明する書類の写し（コピー）』

※出生届出済証明書、住民票の写し（コピー）等

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。

（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名